

マスク
着用!

ファルクラム 租税法研究会

スタンダードゼミ

令和2年 **12月12日(土)**
15:30~17:30

第1部・第2部共通

従業員の横領と重加算税

— 「納税者の隠蔽仮装」と同視すべきか？

会場 **ハロー貸会議室 神保町** (MAP)

講師 **酒井克彦** (ファルクラム代表・中央大学法科大学院教授)

事案 **大阪地裁令和元年11月7日判決** (裁判所HP)

参加費 **一般 33,000円(税込)**

会員 無料 (1事務所につき2名まで)

お願い **マスク着用のほか、入口にご用意しておりますアルコール消毒と検温にご協力下さいませ。**

ご案内 **お試し参加無料** (1事務所につき1回のみ)

本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です(認定を保証するものではありません)。

お申込URL/QRコード

<http://bit.ly/89s-yes>



コロナ禍におけるリモートワーク移行によってオフィスはガラガラといった会社も多いことでしょう。ガラガラのオフィスはコロナ対策には大変有効ですが、防犯面で不安があることも事実です。出社する社員が少ないことから、オフィスが空き巣に狙われる恐れや、横領等を働く従業員には監視体制の緩みから不正をしやすい状況であるとも言えるでしょう。「犯罪は社会を映す鏡」などと言われますが、社会不安は犯罪を誘引します。生活不安に陥った従業員がつい横領を働いてしまうこともあり得るのではないでしょうか。

さて、横領には隠蔽仮装が付きものですが、隠蔽仮装に基づいて過少申告をした場合には重加算税が賦課されます。重加算税を定める国税通則法68条は「納税者が隠蔽し、又は仮装し」としており、文理上は隠蔽仮装の行為主体が納税者本人である場合に限って重加算税が賦課されるようにも見受けられます。しかし、判例・通説はそのようには解しておらず、代表者以外の役員の不正のようなケースであっても「納税者本人の行為と同視」できるときには重加算税賦課を容認します。そこでは、法人の指揮監督系統や注意義務などがその根拠として論じられてきました。

では、平場の肩書きのない従業員が、自らの私利私欲のための横領で隠蔽仮装を行っていた場合はどうでしょうか？横領の被害者でもある会社に重加算税を賦課すべきでしょうか？従来のロジックで説明できるのか、皆さんと一緒に考えてみましょう。



ハロー貸会議室 神保町
東京都千代田区神田小川町
3-10 新駿河台ビル10F
神保町駅A5 徒歩3分
御茶ノ水駅 徒歩7分

会員募集案内

租税法研究会(ゼミコース)は大学院のゼミのようなスタイルで、会員による裁判例の発表を基に講師の酒井教授を交えてグループディスカッションをしながら最新の税務や重要裁判例を習得し、実務に通じるアウトプットを図る研究会です。条文や判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインド力の上昇を目指します。

- ・租税法研究会の無料参加：
年8回開催・欠席時は当日映像配信
 - ・公開セミナーの無料参加：
年2回開催
 - ・酒井教授の学習用動画配信(年12回)
 - ・会費
初回登録料：5万円(税込)
月会費：1万5千円(税込)
- その他のコースとしてWeb形式のレクチャーコースや、租税法入門講座ブレップ・ファルクラムなど多数の講座があります。

通信ファルクラム会員募集

租税法研究会をWebまたはDVDで受講する通信制度です。詳細は事務局までお問い合わせください。左記、学習用動画もご覧いただけます。

Web会員 初回登録料：1万円 月会費：5万円(税込)
DVD会員 初回登録料：5万円 月会費：1万5千円(税込)

次回のご案内 第90回スタンダードゼミ

日時 令和3年1月23日(土)15:30~17:30

会場 未定(中央区・千代田区・台東区などを予定)

テーマ 未定

詳細が決まり次第ご案内致します。

一般社団法人ファルクラム

東京都世田谷区松原1-20-14-103 Tel 03-6304-7491 FAX 03-6632-7480

HP <http://fulcrumtax.net> E-mail jimu@ful-crum.info



ファルクラムでは新型コロナウイルス感染防止策として、十分な換気と座席間隔確保を徹底するほか、会場入口でのアルコール消毒と検温を実施しています。安全な研究会開催のため、皆さまにおかれましてもマスク着用のご協力をお願い申し上げます。また、コロナ情勢に応じて研究会の日程や会場等を急遽変更する場合がございますので、HP等のご確認も重ねてお願い致します。